

## 公益財団法人国際交通安全学会理事、監事及び評議員報酬規程

平成 23 年 3 月 18 日  
評議員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号並びに公益財団法人国際交通安全学会（以下「本会」という。）の定款第 13 条及び第 26 条の規定により、本会の理事、監事及び評議員の報酬等の額及びその支給の基準について定めることを目的とする。

(非常勤の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給額及び支払い等)

第 2 条 本会の職務執行の報酬として別表第 1 に定めるとおりとし、その都度、その金額から源泉徴収の額を控除した額を通貨により支払うものとする。

(非常勤の理事、監事及び評議員に対する旅費等の支給)

第 3 条 本会の職務執行のため旅行する旅費等については、評議員会において別に定める役員等旅費等規程に基づき支給する。

(補則)

第 4 条 この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

非常勤の理事、監事及び評議員に対する職務執行の報酬としての主要支払い基準

区分	支払い項目	金額 (税込み)
業務日当等	1 会議等日当	11,111円/日
	2 監査謝礼	111,111円/期